

(議会の役割と責務)

【第1条】

直接選挙で選ばれた議員から構成される議事機関としての「議会」を憲法に基づき規定、また地方自治法により、議会の設置を「選択」したことを示しています。

憲法第93条

「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」

地方自治法第89条

「普通地方公共団体に議会を置く」

地方自治法第94条

「町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる」

【第1条第2項】

情報提供の方法とその対象となる項目は以下の通りです。

- (1) 議会だより：議決事項とそれに対する各議員の賛否、一般質問の概要及び質問事項のその後の経過・結果、
 請願の公表など
- (2) 町ホームページ：本会議日程と審議案件、委員会日程、議事録、議会だより、ネット中継・録画サイトなど
- (3) ネット中継（録画を含む）：本会議、常任委員会、特別委員会など（ただし、非公開の場合は除く。）
- (4) 傍聴者への資料提供

『必要と認められる時』とは、個人情報を保護するためなど相当の理由がある、または法・条例で定めるところにより秘密会とすることが出来る時です。

地方自治法第115条

「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる」

上牧町議会委員会条例第18条

「委員会は、その議決で秘密会とすることができる」

【第1条第3項】

議会は、議決機関として住民の意思を反映した議決を行っていることを、主権者である住民に説明する責務があることを明示しています。原則として、議決事項については議決後に、議案に対する各議員の賛否とその理由も含めて説明されますが、賛否両論に二分する、又は住民の意思が明確でない等、議決前に審議案件について説明が必要な場合もあります。議会報告会の実施に関することは、別に規則で定めています。

【第1条第4項】

住民自治の観点から、住民が政策決定の段階に参加する機会を設けることを規定しています。『住民が議会で発言出来る制度』には、地方自治法に基づく公聴人制度及び参考人制度の他、請願者が意見を述べる機会を設けることも含

まれます。『住民との対話の場』には、定期的に行われる議会報告会と不定期に行われる意見交換会があります。それぞれの実施に関する事は、別に規則で定めています。

地方自治法第 109 条

「5. 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」

「6. 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」

地方自治法第 110 条

「第 109 条第 5 項から第 8 項までの規定は、特別委員会について準用する。」

【第 1 条第 5 項】

地方自治体は、議会（多様な意見を反映する合議制）と首長（多数派の意見を反映する独任制）の二元代表制であることから、議会は、住民の多様な意見を議論により集約し合意形成に至る責務を担っていることを規定しています。また、住民の負託を受けた者の責任として、町財政や社会状況の変化など広い視野から政策議論を行い、長期的展望をもったまちづくりが出来るよう政策提案や立法活動を行う責務があることも規定しています。

【第 1 条第 6 項】

議会の責務を、執行機関の町政運営を調査・監視して問題点を指摘するだけで終わりとせず、本会議において一般質問で取り上げた事項については、その後状況が改善されたかどうかを追跡調査し、その内容・結果を公表すると規定することにより、速やかに行政の改善を促すという能動的なものとしています。

（議会の権限）

【第 2 条】

議会は、主権者である住民の代理機関であり、議会の権限は、住民の意思を最大限に尊重した上で、本条例に規定されている議会の責務を果たすために、行使されることを規定しています。

【第 2 条第 2 項】

『執行機関に対し調査・監視する権限』は、地方自治法に調査・検査・監査する権限として規定されています。『法に定められた権限』とは、執行機関を調査・検査・監査する権限及び『議決する権限』以外に、地方自治法に規定された権限で、意見書提出権(国・県等に議会の意思を表明する権限)、不信任決議権(首長に対する不信任を決議する権限)、承認権(首長が専決処分した事項の承認権)などがあります。

地方自治法第 98 条

検査権、監査の請求権

地方自治法第 100 条

調査権

地方自治法第 99 条

意見提出権

地方自治法第 178 条

不信任決議権

地方自治法第 179 条

承認権

『議決する権限』

(1) 地方自治法第 96 条に規定された「議決を要する事項」で、条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定など 15 項目があります。

(2) 「総合計画」に法的根拠を与え規範力のあるものとして位置付けています。

「基本構想」: まちづくりの基本理念や基本姿勢とそれに基づく将来像、及びその実現に向けた施策の方向性を長期

的な視点で定めたもの

「基本計画」：基本構想を実現するため各分野で取り組むべき施策などを中期的な視点で総合的体系的に策定したもの

- (3) 用地売買が絡む計画については、「想定」という計画初期の段階から、計画の妥当性について決定過程の透明さを担保するため議会審議とすることを規定しています。また、多額の税金がかかる町施設(庁舎、ペガサスホール、焼却場など)についても、住民の多様な意見を反映した慎重な審議を要することを示しています。
- (4) 地区計画作成、大型店舗出店計画、高齢化対策、空家対策など住民生活や地域に重大な影響を与える場合を言い、直接的な影響を及ぼさない行政内部の施策及び制度は含まれません。
- (5) 防災、医療、廃棄物処理など解決に広域連携が必要な課題については、議会も積極的に問題解決に取り組む事を規定しています。

(議員の役割と責務)

【第3条】

「公共の利益のために働く」公の職であることから、特定の団体や地域の利益ではなく、住民全体の利益のために働くことを明示しています。また責任の自覚や品位の保持については「上牧町政治倫理条例」にも規定されています。

上牧町政治倫理条例第1条

「この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者である町長、副町長、教育長(以下「町長等」という)及び町議会議員(以下「議員」という)が町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。」

上牧町政治倫理条例第2条

「町長等及び議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。」

上牧町政治倫理条例第3条

「町長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」

- (1) 町長等及び議員は、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれる恐れのある行為をしないこと。
- (2) 町長等及び議員は、町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

【第3条第2項】

議員は、住民の負託に応える義務を持つことから、議会活動が負託に応えた内容であることを住民が理解出来るように説明する責任と、住民の声を聴くだけでなく、実際のまちづくりで民意として実現していく責務があることを規定しています。

【第3条第3項】

議員の責務は、執行機関から提出された議案の議決だけでなく、行政活動が適正かつ効率的に行われているかを常に監視・点検することであると規定しています。更に、議会での発言権を持たない住民の代弁者として一般質問や質疑を行い、問題点の指摘にとどまらず、行政に改善を促し、積極的にまちづくりに取り組むことを求めています。

【第3条第4項】

地方分権が進むにつれますますます重くなる議会の責務を担い、社会の変化に対応したまちづくりを行うには、会期内外を問わず、まちづくりの情報収集や調査に努めると共に、議員としての能力向上に努めなければならないことを規定しています。